

利用のルール

- 利用時間は全ての場所で午前8時から午後5時です。
- 利用時間を守り、早朝深夜の排雪はやめましょう。
- 家庭ごみなど雪以外の投棄はやめましょう。
- 雪は道路にはみ出さないように捨てましょう。
- 排雪時には付近のガードレールや街路灯などに気をつけましょう。
- ダンプトラックなどによる橋の上からの排雪はやめましょう。

高山地域
雪捨て場所

<p>苔川 天神橋上流区域 ※2t車以下専用(大型車禁止)</p>	<p>苔川 白馬橋～雁川原橋区域 ※2t車以下専用(大型車禁止)</p>	<p>宮川 八千代橋下流区域 ※4t車以下専用(大型車禁止)</p>
<p>宮川 和合橋上流区域 ※2t車以下専用(大型車禁止)</p>	<p>宮川 万人橋下流区域 ※4t車以下専用(大型車禁止)</p>	<p>宮川 宮川大橋下流区域 ※4t車以下専用(大型車禁止)</p>
<p>川上川 四十九院橋上流区域 ※2t車以下専用(大型車禁止)</p>	<p>川上川 大平橋上流区域 ※4t車以下専用(大型車禁止)</p>	<p>大八賀川 鶴ノ巣橋下流区域 ※4t車以下専用(大型車禁止)</p>
<p>宮川 桜野公園区域</p>	<p>荒城川 木曾垣内区域</p>	<p>●…雪捨て場所</p>

国府地域
雪捨て場所

屋根の雪下ろし費用の一部を助成します

市では、高齢者のみや障がいのある人のみの世帯を対象に、事業者が実施した屋根の雪下ろしなどの費用の一部を助成します。事前の申請が必要となりますので、希望する人はご相談ください。

●利用できる人

市内に住所を有し、在宅で生活している次のアからウのいずれかに該当する世帯のうち、自力による屋根の除排雪が困難で親族やその他の支援が受けられない世帯
ア 65歳以上の高齢者のみの世帯
イ 障がいのある人のみの世帯のうち次の①～③に該当する世帯

- ① 身体障害者手帳1～4級または下肢・体幹機能障がい5級・6級
- ② 療育手帳A1、A2、B1
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級、2級

ウ 高齢者(ア)と障がいのある人(イ)のみの世帯

※飛騨地域内(3市1村)に2親等内の支援できる親族(子など)がいる世帯、市税の滞納のある世帯、生活保護世帯、生計中心者の市民税額が15万円をこえる世帯は対象外となります。

●助成対象経費

。現に居住している住宅の屋根の除雪にかかる経費(雪下ろし)
↓
1回あたり3万円上限
。現に居住している住宅の屋根の除排雪や運搬にかかる経費(雪下ろし+雪またじ)

↓
1回あたり5万円上限
※生計中心者の市民税課税状況により、1回あたりの助成額や年間助成限度額

●利用できる雪下ろし事業者

(4・8・12万円)が決まります。
高山商工会議所および市内の商工会の会員である事業者のうち、雪下ろし等助成事業協力事業者(助成決定者に事業者名簿を配布します)。

●助成券の交付

市への申請後、助成が決定した人には、1枚1,000円の助成券を、助成限度額分交付します。

雪下ろしなどの費用の支払時に事業者へ助成券(お釣りは出ません)をお渡しください。なお、助成額との差額は自己負担となります。

問合 高年介護課 ☎57-5200
福祉課 ☎35-33356

高齢者のための屋根融雪装置の設置に助成します

65歳以上の高齢者世帯を対象に、屋根の雪を電気式の装置またはネット状の装置を設置し、融雪する工事に対して助成します。助成の条件などの詳細はHP(Qコード)をご覧ください。

事前の申請が必要になりますので、希望される人はご相談ください。

問合 高年介護課 ☎35-3178

